＜フォンテメンバーズ 会員規約＞

2015 年 1 月 4 日 制定

2019 年 1 月 4 日 改定

○会員　1．会員とは、横浜市泉区民文化センター テアトルフォンテ（指定管理者 神奈川共立・相鉄企業共同事業体）（以下「事業体」という。）「フォンテメンバーズ」会員規約（以下「規約」という。）を承認のうえ、事業体に入会の申込みをし、事業体が認めた方をいいます。2．会員が資格を有する期間（以下「会員期間」という。）は、年度単位または申込んだ年度の末日までとします。○入会手続　1．「フォンテメンバーズ」に入会しようとする方は、「フォンテメンバーズ入会申込書」（以下「申込書」という。）を事業体に提出するものとします。2．申込書は、本人一通とし、未就学児の入会は認められません。○会費　1．会員は年会費 1,200 円を支払うものとします。2．会員が継続を希望するときは、会員期間の最終月までに次年度会費を支払うものとします。○会員証　1．会員には会員証を交付します。会員証は申込みをされたご本人が使用できます。他人への譲渡・貸与はできません。2．会員証を紛失または盗難にあった場合は、ただちに届け出てください。3．会員証は再発行をいたします。（再発行手数料 100 円）4．紛失または盗難、その他の事由により会員証を他人が利用することにより生じた損害のすべては、会員が負うものとします。○特典　1．会員には、定期的に、事業体が発行するテアトルフォンテの情報誌を送付します。2．会員は、事業体主催事業等の事業体が指定する一部公演に限り、泉区在住の如何に関わらずフォンテチケット価格（一部特別価格）でチケットを 2 枚まで購入することができます。一部講座・ワークショップは 2 名様分まで特別価格でご参加いただけます。3．会員は、事業体主催事業等の事業体が指定する公演に限り、一般発売の 1 週間前より先行発売でチケットを購入することができます。○年会費　1．年会費は、原則としてテアトルフォンテ受付窓口で支払うこととします。○　チケット　1．会員は、事業体主催事業等の事業体が指定する公演のチケットを、テアトルフォンテ受付窓口で会員証を提示することにより、割引価格で購入することができます。2．購入したチケットのキャンセルまたは変更はできません。3．事業体の主催事業等の公演のチケットを各プレイガイドでお求めになる場合は、料金の割引はいたしません。○届け出事項の変更等　1．会員は、氏名、住所、電話番号等、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、ただちにその内容を事業体に届け出てください。名義変更、譲渡はできません。2．前項の届け出がないために事業体からの送付書類等が届かない場合があります。ご注意ください。○退会　会員が退会するときは、事業体に退会届を提出するとともに会員証をご返却ください。なお、会員期間中の退会であっても、お支払い済みの年会費は返還いたしません。○資格喪失　会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消します。(１)虚偽の申告があったとき(２)代金の支払いを怠ったとき(３)事業体が定めた規約に違反があったとき(４)その他、「フォンテメンバーズ」の運営に支障があると認められたとき○個人情報　会員の個人情報は、当事業体に業務基準によって適切に管理されます。

2019 年度フォンテメンバーズ 入会申込書

入会申込日 ： 平成　　年　　月　　日

氏名･年齢･性別･住所･連絡先をご記入下さい

氏　名	フリガナ	年齢
住　所	〒　　－	
	（市･区･町･村）	
連絡先	（自宅）	
	（携帯）	
	（メールアドレス）　　@	

事務処理	□会員登録	平成　　年　　月　　日	受付方法
	□会員番号	No.	
	□会員証発行	平成　　年　　月　　日	担当：
継　続　・　新　規			
備　考			